

## 第3回国保運営協議会での意見のまとめ

意見	方向性の検討	まとめ
<p><b>賦課方式について</b></p> <p>○所得で平等に課税するという意味では3方式の方がよい  ○不公平感のない3方式への移行がよい  ○京都府の方針で保険料水の準統一を目指すときには4方式を採用している市町村は3方式に移行していくことが必要とされているため、3方式へ移行がよい</p> <p>○移住しやすくなるには、所得割だけではなく資産割を持ちつつ少し所得割を抑えながら、制度運営していく方がよい  ○助け合いという制度を考えると、今のまま資産割も取りつつ、みんなで助け合う4方式の方がよい</p>	<p><b>【1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●3方式への移行を行う</li> <li>●現状の応能応益の割合54:46を標準的な50:50とし、応益割で広く負担を求め、全体で支える国保運営を行う</li> </ul> <p><b>【2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●4方式のままとする</li> <li>●今までどおり、広く負担を求め国保運営を行う</li> </ul>	
<p><b>経過措置等について</b></p> <p>○段階を踏まず、3方式へ移行でよい</p> <p>○賦課方式の変更は増額となる世帯の負担感を考え、段階をふんだほうがよい</p> <p>○子育て世帯は激変緩和措置を</p>	<p><b>【3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資料3により、所得が少なく増額となる世帯については、7割・5割・2割の軽減があり増額金額も低いため、経過措置は設けない</li> </ul> <p><b>【4】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●賦課方式の変更で増額となる世帯の負担感を減らすため、段階をふんで3方式へ移行する(1年目は経過措置、2年目で3方式へ等)</li> </ul> <p><b>【5】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●税の公平性から、子育て世帯のみの激変緩和は難しい</li> </ul>	
<p><b>応能応益の比率について</b></p> <p>○所得がなく増額となる世帯のフォローをどうするのか、応能応益の割合を50:50以外割合での検討も必要では</p>	<p><b>【6】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資料1で応能応益割合を52:48として試算</li> <li>●資料3により、所得が少なく増額となる世帯については、7割・5割・2割の軽減があり、軽減分については、国、府、市の負担により補填がある</li> <li>●応能割の割合を50以上にするのではなく、応益割で広く負担を求め、全体で支える国保運営を行う</li> </ul>	